

愛経協発第 33 号

平成 23 年 4 月 11 日

愛知労働局長 殿

## 雇用調整助成金等に関する本会の要望について

愛知県経営者協会  
会長 山田 隆哉



日頃は、愛知県内の労働政策の立案、実施につきまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 3 月 11 日に発生しました東北地方太平洋沖地震による東北・関東地方の事業所の被災や計画停電の影響が本県の企業にも深刻な打撃を与えています。具体的には、自動車産業など製造業では原材料の不足や納入先の被災などによって操業停止や短縮を既に実施あるいは検討中の企業も少なくありません。こうした状況下では、従業員の雇用を維持するために雇用調整助成金および中小企業緊急雇用安定助成金（以下、「雇用調整助成金等」という。）を必要とする企業が増えてくることが予想されますが、3 年前の世界同時不況の回復途上の時期に、今回の突然の大災害が加わったことで、問題点も出てきています。

本会としましては、別紙にまとめたとおり、現在の雇用調整助成金等の制度につきまして、今回の震災を踏まえ、支給要件の緩和など特段のご配慮をお願いいたしたく存する次第でございます。

趣旨ご賢察の上、よろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 4 月 11 日

## 雇用調整助成金等の制度の一部変更のお願い

愛知県経営者協会

### 1. 支給要件の緩和の対象地域拡大について

今回の震災を受けて、本年 3 月 17 日に厚生労働省職業安定局長から職発 0317 第 2 号「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」が発信され、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所に対して、雇用調整助成金等の支給要件のうち次の 2 つの要件が緩和されています。

- ・ 今回の地震に伴う経済上の理由により、最近 1 か月の生産量、売上高等がその直前の 1 か月又は前年同期と比べ 5 % 以上減少していれば対象となります。
- ・ 平成 23 年 6 月 16 日までの間については、災害後 1 か月の生産量、売上高等がその直前の 1 か月又は前年同期と比べ 5 % 以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱います。

本会は、この要件緩和の対象を全国の事業所に拡大していただきたいと考えております。

現在、愛知県においても、地震に伴う経済上の理由による生産等の減少は深刻な状況であり、現行の要件である 3 か月間の生産指標の比較（震災が発生した 3 月を含む 1 月～3 月期とその直前の 10 月～12 月）では 5 % の減少の要件を満たさなくとも、4 月の生産計画が全く立たないなど、現時点で従業員の雇用を維持することが難しい事業所も少なくないと考えております。こうした事業所において従業員の雇用を維持するためには、早急に雇用調整助成金等を活用できるようにする必要がありますことから、要件緩和の対象を全国へ拡大していただきますようお願いする次第です。

## 2. 支給限度日数に関する特例の制定について

雇用調整助成金等の支給限度日数は3年間で300日と定められております。また、今回の地震以前から雇用調整助成金等を利用している事業主が、地震被害の影響を受け休業等を行う場合にも支給対象とされています。しかしながら、地震以前から雇用調整助成金等を利用している企業の中には、今後早い時期に支給限度日数に達する企業が出てくることも考えられます。

そこで、特例として、今回の地震以前から雇用調整助成金等を利用している事業主が地震被害の影響を受け休業等を行う場合には、支給限度日数の300日を引き上げていただきますようお願いいたします。

以上